

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における 競争的資金等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金等の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準) (平成19年2月15日文部科学大臣決定平成26年2月18日改正) における、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金の他、補助金、委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

2 この規程において、「研究者」とは、競争的資金等の交付等を受けた研究代表者及び分担金の配分を受けた研究分担者をいう。

3 この規程において「部局」とは、作新学院大学の各学部、各研究科、作新学院大学女子短期大学部の科、大学・短期大学部事務局（以下「事務局」という。）をいう。

4 この規程において、「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(法令の遵守)

第3条 研究者並びに事務局職員等（以下「構成員」という。）は、交付等を受けた競争的資金等に係る研究の実施、管理に当たっては、関係法令並びに交付等の際の条件及び学内諸規程（以下「使用ルール等」という。）を遵守しなければならない。

第2章 運営・管理体制

(管理組織)

第4条 本学に競争的資金等の運営及び管理を統括するため最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の公平、公正な運営及び管理を行うため統括管理責任者を置き、学長特別補佐（教育研究・学生担当）をもって充てる。

3 統括管理責任者を補佐し、所属する研究者の競争的資金等の運営及び管理を行うため、コンプライアンス推進責任者を置き、部局長をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、各部局長はコンプライアンス推進副責任者を定め、置くことができる。

5 本学の競争的資金等の不正防止に関する責任体系は別紙のとおりとする。

(最高管理責任者の責務)

第5条 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとする。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の管理及び運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者の責務)

第6条 統括管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な責任者であり、基本方針に基づき、組織全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各部局における競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行うものとする。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の競争的資金等の管理及び運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者の責務)

第8条 コンプライアンス推進副責任者は、各部局における競争的資金等の管理及び運営について、コンプライアンス推進責任者の指示の下、その業務を補佐する。

(構成員の責務)

第9条 本学の構成員は、「作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部における競争的資金等の使用及び運営・管理に関する行動規範」を遵守しなければならない。

2 構成員は前項の行動規範を遵守することを約するために、別紙様式の誓約書を所属部局のコンプライアンス推進責任者に提出するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、当該部局の構成員から提出された誓約書を取りまとめ、統括管理責任者を經由して最高管理責任者に提出するものとする。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備

(競争的資金等に係る事務処理体制)

第10条 事務局は、研究者の申請に基づき、競争的資金等の執行に係る事務手続きを行う

ものとする。

2 競争的資金等の執行に係る事務処理体制は、以下のとおりとする。

- (1) 執行依頼書の受付、執行手続き、支払い事務及び支払証憑の確認は会計課が行う。
- (2) 機器備品、物品等の発注、契約、納品検収及び備品登録は施設課が行う。
- (3) 申請受付及び執行内容の確認は総務課が行う。
- (4) 資料等の備品登録は、図書情報課が行う。

(使用ルール等)

第11条 競争的資金等の執行は、使用ルール等に基づいて行う。

2 本学における研究費の執行に関する手続きについては、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部競争的資金等の使用に関する内規による。

(使用ルール等の明確化、周知等)

第12条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る本学の諸規程の明確化及び統一化を図るとともに、ハンドブック等の補完資料を整備し、使用ルール等を構成員に周知するものとする。

(構成員の意識の向上)

第13条 最高管理責任者は、構成員の競争的資金等の適正な使用等に対する意識の向上を図るため、競争的資金等の使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を定期的に開催するよう指示しなければならない。

2 構成員は、前項の説明会、研修等に参加し、競争的資金等の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。

(適正な執行の確保)

第14条 事務局は、競争的資金等が研究計画及び出張計画に基づいて適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて改善策を講じ、及び当該競争的資金等に係る研究者に対して指示をするものとする。

2 非常勤雇用者及び学生アルバイト等の勤務状況管理等の雇用管理は、原則として事務局が行うものとする。

第4章 不正使用の対応及び不正使用防止対策

(不正使用に係る本学の対応)

第15条 不正使用に係る本学の対応は、通報等の受付、調査、認定、措置及び処分、是正措置及び公表等とする。

(通報等受付窓口の設置)

第16条 不正使用への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために不正使用（不正となる恐れのある行為を含む。）に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付けるため、通報窓口を総務課に設置するものとする。

2 受付窓口は、通報等を受け付けた場合は迅速かつ確実に最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否、調査方針、調査対象者及び方法を配分機関（文部科学省及び当該資金を配分した機関）に報告するものとする。

（関連規程）

第17条 不正使用に係る本学の対応については、前2条に規定するほか、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程に定めるところによる。

（不正使用に関する調査等）

第18条 最高管理責任者は、本学における競争的資金等に関して、不正使用が疑われる場合には、速やかに調査委員会を設置して、必要な調査を行うものとする。

2 調査対象となった者に対しては、競争的資金等の一時的な執行を停止することができるものとする。

3 本条第1項の定めによる調査の結果、不正使用が認められた者については、学校法人船田教育会就業規則等に則り懲戒処分等を行うものとする。

4 調査委員会に関しては、本条に定めるほか、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程に定めるものとする。

（不正使用防止対策）

第19条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者の下に、不正防止計画を策定し推進する部署として、競争的資金等不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）を設置するものとする。

2 不正防止推進室は、次に掲げる者を最高管理責任者が指名し組織する。

- (1) 作新学院大学各学部から若干名
- (2) 作新学院大学女子短期大学部から若干名
- (3) 事務局から若干名

3 不正防止推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

4 不正防止推進室は次に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること
- (2) 関係部局と協力し、不正を発生させる要因の把握及び改善策を講ずること
- (3) 行動規範の策定等に関すること
- (4) 不正防止計画の策定、実施及び見直しに関すること
- (5) その他不正使用防止計画の推進に必要な事項に関すること

第5章 情報発信・共有化の推進

（相談窓口）

第20条 競争的資金等の申請事務手続き、使用ルール等及び競争的資金等の執行に係る事務手続きに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 競争的資金等の申請事務手続き及び使用ルール等については、総務課に相談窓口を設ける。

3 競争的資金等の執行に係る事務手続きについては、会計課に相談窓口を設ける。

4 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続き及び使用ルール等について学内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のため、適切な支援に資するよう努めるものとする。

5 相談窓口は、日常の相談を通じて蓄積された事例を整理・分析し、モニタリングの結果などとともに、最高管理責任者に報告し、基本方針・内部規定の見直しや、コンプライアンス教育の内容にフィードバックできるよう体制を整備するものとする。

（情報発信）

第21条 本学は、競争的資金等に対し、広く国民の理解と支援を得るため、不正への取組みに関する基本方針、行動規範、不正防止計画、相談窓口、通報窓口、処分（取引停止等の扱いを含む。）、諸手続き、関係諸規程を学内外の利用者に対し、体系化・集約してホームページ等に掲載し、積極的に情報発信するものとする。

第6章 モニタリング等

（監査・モニタリングの体制）

第22条 不正防止推進室は、不正が発生しやすい要因に着目した個別モニタリング等の監査活動の実施を通して、本学全体の視点から点検及び検証に努めるものとする。

2 不正防止推進室は、前項の監査活動を行うに当たっては、法人経理担当者及び監事と連携するものとする。

（不正要因の把握と不正防止計画の策定）

第23条 不正防止推進室は、不正使用を発生させる要因を把握し、その内容を説明会において公表するものとする。

2 不正防止推進室は、相談窓口への相談内容やモニタリング結果に基づき、不正が発生しやすい要因を把握し、コンプライアンス推進責任者に意見を聴き、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画を策定するものとする。

（監査体制）

第24条 競争的資金等の執行の検証及び点検機能をより実効性のあるものにするため、第22条第1項に規定する監査活動の他、監事による監査を実施し、必要に応じて本法人が行う、監査法人による外部監査を受けるものとする。

（監査結果の公表）

第25条 競争的資金等の適正な執行に関する理解を深めるため、前条に規定する監査の

結果を広く構成員に公表するものとする。

第7章 雑則

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(事務取扱)

第27条 この規則に関する事務は総務課において処理する。

(改廃手続)

第28条 この規程の改廃は、大学運営会議及び短期大学部教授会の意見を聴いて、最高管理責任者が決定し、理事会の承認を得て、最高管理責任者がこれを行う。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

1. 従前の「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規則」を「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」に名称変更し、平成31年4月1日から改正施行する。
2. 従前の「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における公的研究費の管理監査のガイドラインについて」及び「競争的資金等の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」は、平成31年3月31日を以て廃止する。